

ダム水源地域重点公有化助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、ダム水源地域について水源が損なわれるような土地売買の事前届出等があった場合にそれを食い止め、水源の安定確保に資するため別表1に掲げる各ダム所在地の水源地城市町が当該土地を公有化することに対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）及びダム水源地域重点公有化助成事業実施要綱（平成26年3月31日企画財政部長決裁）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ以下に定めるところによる。

- (1) 補助金 ダム水源地域重点公有化助成事業補助金
- (2) 補助事業 補助金の交付対象となる事業
- (3) 補助事業者 補助金の交付対象となる各ダム所在地の水源地城市町
- (4) 実施要綱 ダム水源地域重点公有化助成事業実施要綱

(補助の対象及び補助額等)

第3条 補助金の対象となる事業経費及び補助額については、別表2に掲げるとおりとする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の規定による申請は様式第1号によるものとし、実施要綱第5条第2項に規定する事業承認書の通知を補助事業者が受領後、速やかに申請するものとする。

- 2 前項の申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) ダム水源地域重点公有化助成事業計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算内訳書（様式第3号）
- 3 規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知の様式は、様式第4号のとおりとする。

(補助金の請求方法等)

第6条 補助金は、補助事業完了後に提出される実績報告書により額の確定を行い、その確定額に基づいて交付するものとする。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払いすることができる。

- 2 補助事業者が補助金の支払いを受けようとするときは、様式第5号の請求書を知事に提出するものとする。

(交付決定額の変更、中止又は廃止)

第7条 補助事業者は第5条の規定により通知された金額（以下「交付決定額」という。）を変更する必要があるとき、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、様式第6号の変更交付（中止・廃止）申請書を

知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請に対し、交付決定の変更を行う場合には、第5条にかかわらず、様式第7号により行うものとする。
- 3 前各項の規定については、変更交付決定後についても、準用する。

(補助内容の変更)

第8条 補助事業者は、前条によらず、補助事業の内容を変更しようとするときは、様式第8号の内容変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請に対し、申請内容を承認すべきものと認めたときは、その旨を様式第9号の内容変更承認通知により、当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 前各項の規定については、変更後の補助事業の内容についても、準用する。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、補助事業に係る土地売買契約を締結したときは、速やかに様式第10号により知事に報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第10条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第11号のとおりとする。

2 前項の報告書の提出期限は、補助事業の完了後 15 日以内（補助事業廃止の場合を含む。）又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日とする。
ただし、知事が特に必要と認める場合は、知事が別に定める日とする。

（補助金の額の確定通知書）

第 11 条 規則第 14 条の補助金の額の確定通知は、様式第 12 号により行うものとする。

（補助金の精算）

第 12 条 補助事業者は、前条の確定通知を受理した後、速やかに様式第 5 号の請求書により精算を行うものとする。

（財産処分の制限）

第 13 条 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間は、同条第 2 号に規定するその他知事が定めるものについては事業完了後 5 年とする。
2 規則第 19 条第 2 号に規定するその他知事が定めるものは、備品とする。

（書類の整備等）

第 14 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならぬ。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から 5 年間保管しなければならない。

(書類の経由)

第15条 規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類は、企画財政部土地水政策課を経由しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別途知事が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月15日から施行する。

別表1

対象ダム	水源地城市町
1 二瀬ダム	秩父市
2 浦山ダム	秩父市
3 滝沢ダム	秩父市
4 合角ダム	秩父市、小鹿野町
5 有間ダム	飯能市
6 下久保ダム	秩父市、神川町

別表2

補助の対象となる経費	内 容	補助率及び上限
ダム水源地域内の土地の購入費	土地の地目は原則として「山林」、「保安林」、「原野」に限る。ただし、知事が特に必要と認める場合は、上記3地目以外の地目も対象とする。 (立木代金も含む。)	補助率 10／10 補助上限 各年度の予算の範囲内で知事が別に定める額
調査費	公有化する土地を取得するために必要な測量費及び不動産鑑定費	同上
事務費	補助事業の実施に必要な事務経費 報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（食料費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費	同上
公有化した水源地域内の土地及び当該土地に存する森林の管理に要する経費	・管理計画作成 ・看板の設置 ・管理道の整備 ・森林火災保険への加入 ・防火貯水槽の設置 ・作業員の報酬 ・境界測量 ・境界杭等設置	補助率 10／10 補助上限 公有化面積1ha当たり10千円を上限とする。（ただし、1回の公有化に対し、5年間を限度に看板設置費用等の初期管理経費とし

	<ul style="list-style-type: none"> ・作業用具及び機械の購入 ・森林内の清掃 ・森林組合への委託 ・山崩れ等防止のための法面植栽工事 ・堰堤の設置 ・渓流の清掃 ・水質保全用器具の購入 <p style="text-align: center;">に要する経費</p>	<p>て、別途、年200千円を限度として補助する。)</p>
--	--	--------------------------------

※ 補助事業実施区域は各ダム上流の集水区域内の土地を対象とする。